

平成 16 年度

第 9 回 新南陽地区地域審議会会議録

日時：平成 16 年 10 月 22 日

場所：周南市新南陽総合支所 3 階第 3 応接室

平成16年度第9回新南陽地区地域審議会 会議録

- 1 . 開催日時 平成16年10月22日(金)
開 会：午後2時00分
閉 会：午後4時10分

- 2 . 開催場所 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室

- 3 . 出席委員 (1)菊 地 光 雄
(2)志 賀 武 男
(3)伊 藤 禎 亮
(4)原 田 常 代
(5)藤 井 道
(6)中 山 哲 男
(7)赤 星 公 平
(8)山 本 正 之
(9)田 中 靖 士

- 4 . 欠席委員 (1)林 保 男
(2)中 村 直 子
(3)浅 海 道 子
(4)橋 本 忠 典
(5)角 成 明

- 5 . 出席職員 周南市特別参与 吉 村 徳 昌
新南陽総合支所長 田 村 俊 雄
新南陽総合支所次長 片 山 正 美
地 域 振 興 課 長 坪 井 博 祐
地 域 振 興 課 担 当 石 川 求 久
同 担 当 中 田 憲 利

- 6 . 会議次第 別紙のとおり

- 7 . 会議経過 別紙のとおり

平成16年度 第9回新南陽地区地域審議会

平成16年10月22日 14時00分～ 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室

～ 会議次第 ～

1. 開 会

2. 議 事

(1) 意見具申の内容について

市内の小・中学校へ図書館司書等を配置することについて

市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業について

福川駅前周辺整備事業の早期着手について

公園（永源山公園、福川辰尾公園、長田海浜公園）の
整備について

下水処理事業（農業集落排水事業）の推進について

富田東児童館の管理・運営を業務委託することについて

新南陽総合支所の分庁舎としての使用について

遊休資産の利用と不要資産の処分について

審議会委員の報酬カットについて

3. 閉 会

【 会 議 経 過 】

1. 開会

2. 議事

(1) 意見具申の内容について

市内の小・中学校へ図書館司書等を配置することについて

事務局： 本日は意見具申の内容についての最終調整ということで、各委員の皆様よりご提出いただいた意見をまとめてお配りしております。

また、ご提出いただいております意見の一部修正及び資料のご提供がありましたので、あわせて配布いたしております。

それではよろしくお願いたします。

会 長： 意見具申の内容について皆さんに分担していただき、事務局へ提出していただきました。大変ご苦勞をお掛けいたしたが、ご協力をいただきありがとうございます。

若干の修正はさせていただいておりますが、本日は事務局より内容を読上げていただき、審議をお願いしたいと思います。

今後の流れとしましては、皆さんのお手元の資料にもありますように、10月14日にまちづくり総合計画審議会の答申があり、これを受けて19日に庁内の総合計画策定委員会が開かれ、大筋で答申内容を受け入れるということでした。

今月28日に新南陽地区及び熊毛地区の地域審議会が、市長に対する意見具申を行い、翌29日に全員協議会が開かれ、議員の皆さんに対してまちづくり総合計画の説明が行われる予定となっております。

それでは意見具申の内容について資料に沿って事務局より読上げていただきます。

事務局： (「1. 市内の小・中学校へ図書館司書等を配置することについて」意見内容読上げ)

会 長： では1項目ずつ審議することいたします。ご意見がございましたらお願いいたします。

委 員： 「少年」との表現は少女も含むのでしょうか。

また「考えられます」との表現よりは、審議会としての意思を明確に打ち出すためにも主体性をもった表現とした方が良いのではないのでしょうか。

委 員： 少年法では「少年」といった場合、少女も含みます。

委 員： 全体としては「思う」「考える」という表現が多く用いられています。

委 員： 「整備してください」といった表現の方が適当ではないのでしょうか。

委 員： 意味合いとしては「どのような方法でもよいので整備してほしい」というこ

となので、断定的な表現ではなく、財政状況などを考慮した場合の案というものも提示しております。

会 長： 「次のような方法も考えられます」という部分は案を提示しているので問題は無いと思うのですが、「環境を整備していただきたいと考えています」という部分は「整備していただきたい」としてよいのではないかと思います。

委 員： 異議なし。

会 長： 他にご意見がございましたらどうぞ。

委 員： タイトルが「～することについて」となっていますが、他は「～について」となっています。

会 長： 統一しても、統一しなくてもよいと考えていたのですが、ではこの点についてはお任せいただくということによろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業について

会 長： では、2項目目の読上げをお願いします。

事務局： 2項目目につきましては、お配りいたしております通り一部修正がございますので、これを加えて読上げます。

（「2．市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業について」意見内容読上げ）

会 長： ではこの項についてご意見がございましたらお願いいたします。
ないようですので次の項目をお願いします。

福川駅周辺整備事業の早期着手について

事務局： （「3．福川駅周辺整備事業の早期着手について」意見内容読上げ）

会 長： ではこの項についてご意見がございましたらお願いいたします。

事務局： 福川駅前整備計画については、7～8年前に地域住民も参加しての委員会を設置し計画を作成していますので、意見具申に際してはこのときの経緯も十分踏まえた上で行うことが必要だと思います。

会 長： 調査します。

委 員： ここで述べられている「委員会」とはどういった性格のものを意図しておられるのでしょうか。

会 長： この部分については、原案に修正を加えております。事務局より原案についてはどのような表現であったか説明をお願いします。

事務局： 原案は「まちづくりを進めることが必要です」との表現となっております。

会 長： 何らかの具体的なアクションに結びつくような表現が適当ではないかと考え事務局とも協議の上、「委員会設置」という表現に修正させていただきました。

委 員： 私も計画があったとの話は聞いておりましたが、7～8年前ということで今

の状況には適しないであろうと考えていました。

委員： 何度か委員会が開催され計画書も作成されています。その計画を踏まえて福川駅前土地をJRから購入していますし、他のいろいろな計画も含まれていましたので、新市になってもあの計画、考え方は引継ぐべきだと私は考えますし、それを踏まえて内容の協議を行うべきだと思います。

会長： それならば計画の内容を踏まえた上で、計画内容の早期実現といった具体的な意見を述べた方がよいのではないのでしょうか。

委員： 表現上も「早期着手」といった場合、行政側からすると来年度から着手しなさいという意味になるので、この辺りも整理をした方がよいと思います。

事務局： 「駅前への交番誘致」ということについては、現在の場所での建替え計画が進んでいるとの話もあります。

委員： 交番については「どう使われるか」が重要だと思いますので、立地をどこにするかということは非常に重要な判断だと考えます。

委員： 「南北の連携強化」との記述がありますが、これは具体的にはどういったことなのでしょう。

委員： 南側には「ふれあいセンター」などの施設がありますが、北側には特にありませんので、現在の駅前の遊休地に公園などを造り、老朽化している連絡通路を整備することにより人の流れが活発になるのではないかと考えました。

委員： 駅の北側に拠点となるものを造ることによって、南側のふれあいセンターとの連携を図るということが、前回の整備計画策定の議論の際にも大きな位置付けをされていました。

委員： 福川駅前にさらに新しい公共施設を造るということは現状では非常に難しいと思いますが、考え方としてはふれあいセンターと福川駅との交通アクセスの改善ということでよいのではないのでしょうか。

委員： 方法としてはいろいろあると思いますし、前回の計画書にもまとめられています。

会長： ではこの項目については、前回の福川駅前整備計画内容を踏まえて現時点で重点的に推進してほしいということを見解するか、新たな内容について意見をすることについて、再度整理、検討することといたしましょう。

では、次ぎの項目をお願いします。

公園（永源山公園、福川辰尾公園、長田海浜公園）の整備について

事務局： （「4.公園(永源山公園、福川辰尾公園、長田海浜公園)の整備について」意見内容読上げ）

委員： 「(2)福川辰尾公園と周辺整備」については後段の記述だけにした方が、主張が明確になってよいと思います。

委員： 異議なし。

委員： 「(3)長田海浜公園の整備」の部分で、「漁船と遊漁船の利用場所が区分され」との記述がありますが、この遊漁船というのはレジャー用の船を意味しているのでしょうか。

事務局： プレジャーボートを意味しております。

委員： 法的には「漁港区域」内の港の場合、農林水産省管轄で漁船以外の係留は認められていませんが、「港湾区域」内に整備する港の場合には船の種類は問われません。

新南陽地区の場合は漁港区域内に整備された港は「高洲港」しかなく、高洲港以外は法的には混合係留が認められます。

長田海岸へのプレジャーボート基地の設置が計画された当初の経緯は、夜市川の河川改良の問題から夜市川に係留されているプレジャーボートの係留先を確保する必要性が生じたことによるものでした。

委員： 利用調整事業については長田海浜公園整備事業の一部ですので、あまりこの点を特化した形ではなく、全体の整備事業を推進するという記述の方がよいと思います。

会長： いろいろ意見をいただきましたので、この項については整備計画全体を進めることに力点を置く形での記述に修正いたしましょう。

下水処理事業（農業集落排水事業）の推進について

会長： では次の項目をお願いします。

事務局： （「5.下水処理事業（農業集落排水事業）の推進について」の意見内容読上げ）

委員： 中村地区のみが下水道整備事業が未着手となっているということ、あまり強く打ち出し過ぎるのは適当ではないと思います。

委員： 他地区と比べ下水道の普及率が高い新南陽地区の現状からすると、市全体の中であまり一地域に突出した議論をすることは逆効果なのではないでしょうか。

会長： 地域審議会としての役割を考えた場合に、地域の中で強い要望があるということ、これをアピールすることも大切なことであると思います。この項については地域の率直な意見をそのまま反映したものといたしましょう。

富田東児童館の管理・運営を業務委託することについて

会長： では次の項目をお願いします。

事務局： （「6.富田東児童館の管理・運営を業務委託することについて」意見内容読上げ）

- 委員： 随意契約で委託をすることとなるのでしょうか。
- 委員： 入札方式でもよいと思いますが、当面は応札する側の受け皿が整わないと思われまので、随意契約にて業務委託を行うことによって受け皿の育成も可能ではないかと考えます。
- 委員： 周南市周辺に該当するNPO法人がありますか。
- 委員： 約款上に規定しているNPO法人があります。
- 事務局： 児童館の中には学童保育と一緒に運営が行われているところがありますので、その辺りの整理は必要となると思います。
- 委員： 児童クラブと児童館の運営をどのように行うかという点は問題となると思います。
- 委員： 全国的に例がありますか。
- 委員： あります。インターネット上にも掲載されています。
- 委員： 表現について「可能であれば」「可能な限り」「可能な部分で」というのは削除したほうがよいと思います。
- また、今回は富田東小学校に限定する意味では、 の下段及び の中段の記述は将来的な事についての内容となりますので、今回は削除したほうがよいと思います。
- 委員： 異議なし。
- 会長： ではご意見のとおり修正することといたします。
- 旧新南陽市内でNPO法人はどれくらいあるのでしょうか。
- 委員： 3つぐらいではないでしょうか。
- 会長： CAAでもNPO法人の育成、支援については話がでていましたが、具体的なものがないとなかなか育成が難しいと思います。
- 委員： NPO法人を設立しても収益事業がなければなかなか育成は難しいと思いますので、こういったものは今後のNPO法人育成のためのよいきっかけになると思います。
- 会長： 今後の試金石となりますので、最初のケーススタディは念入りにやっておく必要があります。

新南陽総合支所の分庁舎としての使用について

- 会長： では次の項目をお願いします。
- 事務局： （「7. 新南陽総合支所の分庁舎としての使用について」意見内容読上げ）
- 委員： みゆき通り庁舎は本庁の別館で、分庁舎ではないのですね。
- 事務局： 分庁舎ではなく、本庁の別館となります。
- 委員： 「別館」「分庁舎」の違いは何でしょうか。
- 委員： 本庁の近くにある場合は「別館」で、それ以外は「分庁舎」でしょうか。

- 委員： 熊毛総合支所の庁舎も利用すべきだと思います。
- 委員： 本庁機能を置くには、やや距離が遠いように思います。
- 委員： 新南陽総合支所の活用については、管理部門や議会機能が本庁へ移ったことにより空き室が生じている点、本庁から至近な場所で交通アクセスや駐車場等の面で利便性がある点、みゆき通り庁舎については来庁者の中心は業者の方々であることから一般市民への影響が少ないと考えられる点などから、公共施設の有機的利用という意味で、もう少し大きい視点からの記述とした方がよいのではないかと思います。
- 委員： 組織の見直しによって、新南陽総合支所の職員数は減員となっていくのでしょうか。
- 事務局： 支所機能としては本庁に集約する方向となりますので職員は減ると思われませんが、一方で庁舎の有効利用という面をどのように考えるのかということとなると思います。
- 委員： 「分庁舎を置かないという原則」との記述がありますが、これは合併時の協議で決められているのでしょうか。
- 事務局： 合併時の協定で定められていますが、議会での議決を経れば見直しは可能とされています。
- 委員： 「分庁舎」「別館」という定義がよくわかりませんので、この言葉自体を使わない方がよいのではないのでしょうか。「分庁舎」「別館」というのは市役所内部の問題ですので、本庁が手狭なのであれば総合支所に空きがあるのでそれを活用してくださいとの趣旨での提案がよいと思います。
- 会長： 皆さんのご意見の趣旨はわかりましたので、それを踏まえて具体的に文章を修正することといたします。

遊休資産の利用と不要資産の処分について

- 会長： では次の項目をお願いします。
- 事務局： （「8. 遊休資産の利用と不要資産の処分について」意見内容読上げ）
- 委員： 例として挙げられている「上迫警察職員官舎」「駒迫市営住宅」「辰尾公園用地」等は遊休市有資産になるのでしょうか。
- 委員： 遊休資産とは「使用予定のあるもの」と「使用予定はないが今後の新規事業に備え取りあえず保有しておくもの」としておりますので、遊休資産であるから必ずしも不要であるとの意味ではありません。
- 事務局： 駒迫市営住宅は辰尾公園の駐車場用地としての利用を計画しておりますし、福川駅前用地については駅前整備事業を前提として保有しております。
- 委員： 提案の意図としては外部から見た場合に遊休地と見えるものをきちんと整理をなささいということだと思いますが、地域審議会の要望としては遊休不要資

産を早期に処分しなさいということをアピールすべきだと思います。

会 長： では遊休不要資産の処分ということで、内容を簡潔にして修正を行うことといたします。

審議会委員の報酬カットについて

会 長： では次の項目をお願いします。

事務局： （「 9 . 審議会委員等の報酬カットについて」意見内容読上げ）

会 長： これについては内容が地域審議会のみならず他の審議会等への影響も大きく且つ報酬に対する考え方も個個各々の立場で異なると思いますので慎重な対応が必要なのではないか思います。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

委 員： 報酬をいただけたとは思っていませんでしたので、市民として痛みを分かち合おうとの意見については賛成でしたが、確かに他への影響があるので慎重に考慮すべきだと思います。

委 員： 意見具申すべき内容としては行政改革の一層の推進も含め、他にもっとあると思いますので個人的には重きを置いておりません。

委 員： 行政改革等の推進のためにもこういったことを打ち出して、市長、市議会議員の考え方を市民のためになる方向へ向けるためにも必要ではないかと思えます。

委 員： これを意見として出すことによって新南陽地区の地域審議会が格好を付けて、市民に迎合して、人気取りにやるのではないかとといったように曲解されて、地域審議会としての立場に影響を与えるような恐れがあること。

新市建設計画に向けて前向きの議論がなされているときに、報酬問題を提起することは内面指向になりやすく、建設的な新市計画に水をさすようなことがあってはならないといったことなどを考慮すると、今これを意見具申として提出することは時機を得ていないのではないかと思います。

会 長： この問題は一石を投ずるという意味はあるかもしれませんが、地域審議会が提案するものとしてはやや異質なものであるかもしれないと思っておりますし、今後の新市の総合計画の議論に水をさすような作用はさけたいと思えます。

委 員： C A A の場合は基本的に無報酬ですし、今後はそういったことも考えて行かなくてはならないのではないかと思います。

今回の提案としては「報酬のカット」という部分が他への影響が大きくなる恐れがあるので問題となるのだと思います。

委 員： 厳しい財政状況の中にあっては議会等が率先してこういった提案を行う姿勢があると、市民もそれについてくると思いますが、地域審議会がこれを行うことは異質な面もありますし、やや時期尚早なのかとも思います。

委 員： 個人的には賛成なのですが、他への影響や、提案が曲解される恐れがあるの

であれば慎重に取扱う必要があります、今回は見送ることが適当なのかとも思います。

会 長： 今、この問題を提案することが時機を得ているのかという点、地域審議会が提案するものとしてはやや異質である点、提案が曲解される恐れもある点などから考慮すると、この提案を見送るほうが妥当なのではないかと思うのですが皆さんいかがでしょうか。

委 員： やむを得ないと思います。

会 長： もう少し時間が経って、議論が深まっていけばこの報酬カットについての議論も出てくるのではないかと思いますので、今回は見送るということでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： 提案の趣旨が曲解されず、素直に受け取られる素地が出来ているかどうかということも考慮すべきであり、この点は非常に難しい点ではあると思います。

委 員： 提案の精神は、一石を投じてそれを契機として前向きな議論が進んで行くことを望むものですが、その趣旨が曲解され、かえって議論に水をさすようなことがあってはなりませんので、現時点では提案を見送ることが妥当だと思います。

委 員： 意見具申の鏡の部分に、地域審議会が市長に対して意見具申を行う根拠規定を記述しておいたほうがよいと思いますがいかがでしょうか。

委 員： （賛成の声多数。）

会 長： 他に意見がございましたらお願いいたします。

先ほどからいくつか修正点が挙げられましたが、具体的な文章作成についてはお任せいただくということでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： 意見具申の際に市長より何らかのコメントがあるのかどうかということについては分かりませんので、今後地域審議会を開催するかどうかということとは予定いたしておりません。状況がはっきりしましたら改めてご連絡させていただきます。

皆さんお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

上記は会議の経過の要点を記載したもので相違ない。

平成16年 月 日

新南陽地区地域審議会 会長